

於ける「教育優先の原則」を確立せん」とを期するものである。

239 衆議院における文教再建に関する決議、参考のため内閣へ送付  
〔昭和二十一年八月〕

本日本院において別紙の通り決議した因つて参考のため「」に送付する

昭和二十一年八月三日

(注記1) 衆議院書記官長 大池 真 団

内閣書記官長 林 讓治殿

(注記2)

文教再建に関する決議

真理と真実とを尊重し、平和と人道とに奉仕し、以て民主主義的理想に徹底せる国家の成員たるべき資格を具有する世界的なる日本人を養成することは、正に今後の我が教育の目標でなければならない。而して我等が今「戦争の拠棄」を国是として中外に宣明する以上は、ただに日本が世界各国に対し一層友誼を厚うすることに力を致すべきは勿論、又日本が各國の信頼と親愛とをかち得るに足る高度の文化國家の水準に到達することが絶対に必要である。この目的に向つて我等は渾身の努力を教育の再建に傾注しなければならない。これ實に既往の過誤と現時の悲惨とを世界の平和と人類の福祉の礎石に転換する所以である。

我らは茲に、教育の尊重と教育権の独立を強調し、以て政治に

今文教再建が焦眉の急務であり、解決を必要とする教育関係の諸重要案件堆積せる秋、特に左の政策を速急に断行せられん」とを切望するものである。

一、教育制度の根本的刷新のための特別の機関の設置

二、教育の官僚主義化よりの解放殊に地方教育行政の独立

三、青年教育の充実及び振興

四、社会教育の拡充強化と体育及び科学教育の画期的振興

五、戦災学校復興の促進並びに教育に関する設備資材の充実

六、教職員正遇の断行と教育者養成機関の革新

右決議する。

(注記1)

〔供覽／内閣総理大臣〔加藤〕／内閣書記官長〔印〕／内閣副書記官長〔印〕  
〔周東〕／内閣事務官〔佐藤〕〔印〕〕

(注記2)

〔〔一〕八〕（簿冊内件名番号）

(注記3)

〔〔未書〕  
〔衆甲六ノ一〕〕

〔昭和二十一年 公文雑纂 卷十八  
帝国議会一決議 2A, 29-1, 〔3107〕〕